

保育の必要性等の認定（教育・保育給付認定）について

「子ども・子育て支援新制度」では、保育所や認定こども園等を利用する場合は「教育・保育給付認定」の申請が必要となります。

なお、新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は申請の必要はありません。

■認定区分

認定区分に応じて利用できる施設等が決まります。

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号	満3歳以上	教育のみを希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育施設で保育を希望する場合	保育所・認定こども園 地域型保育事業
3号	満3歳未満		

■保育を必要とする事由

次のいずれかの要件に該当することが必要です。

<ul style="list-style-type: none"> ・就労（フルタイム、パート、夜間や居宅内の労働などで、月 60 時間以上の就労） ・妊娠、出産 ・保護者の病気や障がい ・同居または長期入院等をしている親族の介護・看護 ・災害復旧 ・求職活動（起業準備を含む） ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ・虐待や DV の恐れがあること ・育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること など

※同居の親族が子どもを保育することができる場合、利用の優先度を調整する場合があります。

■保育の必要量

就労などを理由とする利用の場合は、次のいずれかに区分されます。

下記に記載していない「保育を必要とする事由」は、状況などに応じて保育時間を区分します。

保育時間の設定は、各施設によって異なります。

区分	保育を必要とする事由	1日の利用時間
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月 120 時間以上の就労 ・妊娠・出産 ・病気・障がい ・求職活動 ・育児休業を取得する際に、既に保育利用中の子どもの継続利用の場合 ・災害復旧 ・虐待、DV 	最長 11 時間/日
保育短時間	・月 60 時間以上 120 時間未満の就労	最長 8 時間/日

■お問い合わせ先

みやま市子ども子育て課 電話 0944-64-1535